

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
の翌日)  
当日は、  
翌日

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)
  - 生活保護法による医療機関の変更 ( )
  - 生活保護法による診療所等の廃止 ( )
  - 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること  
がある旨の告示 (中小企業課)
  - 県道の区域の変更 (道路課)
  - 県道の供用の開始 ( )

## 告 示

### 鳥取県告示第七百三十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成七年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称

所 在 地

指 定 年 月 日

医療法人水本クリニック

鳥取市徳尾四〇五―一

平成七年十月十八日

鳥飼内科

倉吉市昭和町二丁目六二

平成七年十一月七日

ながれ歯科クリニック

東伯郡赤碓町大字赤碓一八〇―四〇

平成七年十月十六日

日本歯科クリニック

米子市旗ヶ崎二丁目六一八

〃

たけし歯科クリニック

境港市外江町一六二五

平成七年十一月八日

訪問看護ステーションひこな

米子市彦名町二二五〇

平成七年十月六日

### 鳥取県告示第七百三十九号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称

所 在 地

変 更 年 月 日

医療法人仁厚会  
藤井内科クリニック

倉吉市東殿城町一八三―二

平成七年十月一日

鳥取県告示第七百四十号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成七年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五一一	平成七年七月三十一日
岸田医院	東伯郡大栄町大字妻波六九五	平成七年九月二十九日
田本歯科医院	米子市立町三一〇〇	平成七年九月三十日

鳥取県告示第七百四十一号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九十九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成七年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社日の丸	シューズ愛ランド米子皆生店	米子市皆生二七〇七

鳥取県告示第七百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成七年十一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	
		変更前	変更後
倉吉青合線	東伯郡泊村大字原字船渡 四八〇一―地先から同村 大字園字池淵二一九〇― 二地先まで	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
		六・七〇四七・〇	六三七・〇
		一五・五〇三六・〇	五一四・〇

鳥取県告示第七百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成七年十一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成七年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

倉吉青谷線	東伯郡泊村大字原字船渡四八〇―一地从先から同村大字園字池淵二一九〇―二地先まで	平成七年十一月二十日
路線名	区 間	供用開始の期日